

## デイサービスセンターわかば運営規程

社会福祉法人 青野ヶ原福祉会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人青野ヶ原福祉会が設置するデイサービスセンターわかば（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護[指定介護予防型通所サービス]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従事者」という。）が要介護状態又は要支援状態の利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(指定地域密着型通所介護の運営方針)

- 第2条 事業所が行う指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 介護予防型通所サービスの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 指定地域密着型通所介護事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 5 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
  - 6 前5項のほか、「大阪市地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第27号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防型通所サービスの運営方針)

- 第3条 事業所が実施する指定介護予防型通所サービスは、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - 3 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 5 指定介護予防型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
  - 6 前5項のほか、「大阪市通所サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成29年4月1日）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

- 第4条 事業の提供に当たっては、事業所の通所介護従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第5条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) デイサービスセンターわかば
- (2) 所在地 大阪府大阪市都島区都島中通三丁目14番20号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第6条 本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、通所介護従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の通所介護従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従業者

生活相談員 2人(常勤2人) 介護職員と兼務  
介護職員 6人(常勤5名 非常勤1名)  
看護職員 2人(常勤1人、非常勤1人)(内1人機能訓練指導員)  
機能訓練指導員 2人(常勤1人)(内1人看護師職員兼務)

通所介護従事者は、事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の通所介護従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日、営業時間等)

第7条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

(事業の利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、1日18名(1単位 18名)とする。

(事業の内容)

第9条 本事業所の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導(相談・援助など) レクリエーション
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎
- ⑦ アクティビティ(介護予防) など

(利用料等)

第 10 条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）によるものとする。

- 2 指定介護予防型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に規定する額（月単位）とし、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。
- 3 次条に定める通通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道 500 円を徴収する。
- 4 食事の提供に要する費用については、640 円を徴収する。
- 5 おむつ代については、110 円を徴収する。
- 6 その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 7 正当な理由がなく事業のサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
- 8 前 7 項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 9 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 11 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。2 介護予防型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業要綱」に規定する額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用料の各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、大阪市都島区、大阪市城東区、大阪市旭区、大阪市北区、大阪市淀川区の区域とする。

(衛生管理等)

第 12 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防などについての責任者を定め、年 1 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(地域との連携等)

第 16 条 サービス提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(苦情処理)

第 17 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 18 条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的で開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ること
  - (2) 虐待防止のための指針を整備すること
  - (3) 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
  - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 前項の内 (1)、(2) 及び (4) については講じるように努めるものとする。
  - 3 事業者は、サービス提供中は、当該施設(事業所)又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 本事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人青野ヶ原福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

- ・ 1. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ 2. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ 3. この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。
- ・ 4. この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- ・ 5. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ 6. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ 7. この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- ・ 8. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。